

## 国の「子ども・子育て新制度」で明確化

# 障害児保育の充実を

## 障害児のための加配保育士配置が課題



小郡市には公立3園と私立9園の計12の保育所・園があります。近年、これらの園では障害児をなるべく受け入れるよう努力してきましたが、今の小郡市の障害児に対する補助金の交付では不十分であり、対応に当たる保育士の確保や運営経費の負担が大きいなどの問題を抱えています。

しんばる議員は、今後さらに障害を持つ子どもたちに安心できる保育を提供するために、市が財政的支援をさらに充実させていく必要があるとして、障害児保育の現状と本年度から始まった「子ども・子育て新制度」の中で障害児保育のための条件整備をどのようにしていくのかについて市長の考えをいただきました。

小郡市議会議員 しんばる善信後援会だより

# つなぐ

発行  
しんばる善信後援会  
小郡市小郡1304-2  
0942-73-2123



### すべての保育園で障害児21名を受け入れ

現在、小郡市の私立保育園には障害児補助金対象児童が8名、公立保育園には加配保育士対象児童が5名加えて配慮が必要な園児が公立、私立合わせて8名の計21名が通っています。

小郡市は早くから障害児保育には力を入れてきましたが、担当する加配保育士の配置が十分でないため、その分保育現場の努力に大きく依存しているのが現状です。

### 保育士加配は1園1名だけ

小郡市は私立保育園に障害児が在園する場合、加配保育士をつけるための補助金を1園当たり月額18万8千円交付しています。しかし、この額では1名つけるのが限度で障害児が複数名在園する場合、必要な数の加配保育士の配置を行うことはできません。

やむを得ず、園独自予算で保育士をつけているところもありますが、負担が大きく補助金の増額を求めています。

### 補助金規程、見直す

しんばる議員の質問に対し保健福祉部長は、現行制度では不十分なので見直し、より良い制度となるよう各保育園とも協議しながら新たな制度を作っていくと答弁しました。



### 障害児受け入れ態勢の明確化

4月から始まった国の「子ども・子育て新制度」では、市の計画に障害児受け入れ態勢を明確化するよう求めています。しんばる議員は小郡市の計画にも明記するよう求めました。



## 便器が詰まり汚水が漏れる深刻な事態

# 小郡中トイレ改修先送りは正しかったか

### 市長・教育委員会は本当に現場を見てきたのか？



#### 使用禁止の便器

7月21日、総務文教委員会は小郡中トイレを視察しました。3階では「使用禁止」の張り紙が貼られた和式の大便秘器。水を流してみると見る見る水があふれフロアに流れ出しました。時

前6月議会で、3月当初予算に計上されていた小郡中トイレ改修工事費約8500万円が全額削られ、改修は見送られました。その理由は、見込まれていた国の補助金約1800万円がつかなくなったからでした。この時点では、しんばる議員もこの先送りやむなしと承認しました。

その後、7月にしんばる議員が属する総務文教委員会は小郡中トイレを視察し驚く

ほどのひどさに、一同改修先送りは誤りであったと大いに反省しました。また、学校関係者、地元の皆様から議会はなぜ「先送り」を認めたのかとお叱りを頂きました。

そこで、しんばる議員はこの問題を検証する意味で改めて「小郡中学校トイレ改修工事先送りは正しかったか」と市長及び教育委員会の姿勢をたずねました。



には、3階からあふれた汚水が2階のトイレ天井から滴り落ちてくるというのです。余りのひどさに驚きました。

#### 問題発覚は平成22年

この問題を教育委員会が把握したのは平成22年といえます。それから既に5年経過しています。教育委員会としては予算計画をたて、ようやく今年度改修を行う



予定だったというのです。そこに立ちふさがったのが国の補助金が付かないという壁でした。困った市長と教育委員会は1年待てば補助金が付くから先延ばしにしようかと判断したのです。つまり、小郡中の生徒達に

は我慢してもらおうというわけです。

その提案にはしんばる議員も賛成したのですから責任の一端はあり、大いに反省するべきです。現状がここまでひどいとわかっていなかったのです。

#### 先延ばしにした市長・教育委員会の判断は正しかったのですか？

しんばる議員の質問に対し教育部長は「総合的に判断して事業先送りを決定させていたいただきました。なるべく早くしてあげたいというのは当然でございますが、その点に対しては申しわけなく思っています。」と答えました。

市長は「断腸の思いで取り下げさせていただいた。国の補正予算がつけば速やかに上程をさせていただきます」と答えておりました。

たとえ国の補助が付かなくても、絶対に改修するべきと強く求めました。



# 民族差別・人権侵害をあおる口汚いことば

## 「外国人等への差別助長いわゆるヘイトスピーチ に対する取り組みの充実強化を求める意見書」採択

しんばる議員提案 全員賛成

「お前は死んでしまえ。」「ここから消え失せろ」などと言われたらどう思われるでしょう。今、全国でこのような憎悪に満ちた言葉がある特定の人々に対して声高に叫ぶデモが繰り返されています。いくら表現の自由と言っても他人の人権を侵害することは許されるものではありません。福岡県議会も昨年12月議会で国に対し何らかの取り組みを行うよう求める意見書を採択しました。これを受け、しんばる議員は、小郡市議会としても意見書を出すべきとして提案し全員賛成で採択されました。

### しんばる議員の 提案理由の説明

### 全国に広がる ヘイトスピーチ

昨今、東京・大阪をはじめ全国各地で特定の国籍の外国人や人種、民族への差別と憎悪をあおる、いわゆるヘイトスピーチを声高に叫ぶデモが行われ、また、ネット上でも同様の情報が飛び交っています。

例えば、ある民族に対して「ガス室に送れ」「首吊れ・毒飲め・飛び降りろ」「ぶち殺せ」など驚くような憎悪表現を繰り返しています。その結果、これらの

ヘイトスピーチの攻撃対象とされる人々に恐怖や不快感を与えるばかりか人権を否定し侵害する事態となっています。これらの行為は、相手を傷つけるだけでなく、



そのような行為を行う自らの人格をもおとしめるものであり放置しておくことはできません。

### 裁判で差し止め命令

このようなヘイトスピーチによって著しく人権が侵害されたとして訴えた京都の朝鮮学校に対する裁判で最高裁判所は平成26年12月9日、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えているとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところです。

### 国連からも勧告される

また、国連人種差別撤廃委員会は平成26年8月29日、日本政府に対して、いわゆるヘイトスピーチ問題に

「毅然と対処」し、法律で規制するよう勧告する「最終見解」を公表しました。

最終見解では、ヘイトスピーチを規制するための措置が、抗議する権利を奪う口実になつてはならないことを前提とし、「社会的弱者がヘイトスピーチから身を守る権利」を再認識するよう指摘しました。そして、憎悪及び人種差別の表明やデモ・集会における差別的暴力に断固として対処することや、メディアにおけるヘイトスピーチと闘うため適切な手段をとること、そうした行為について責任のある個人・団体を捜査・起訴することや、ヘイトスピーチをする政治家・公人に制裁措置をとることなどを、政府に勧告しています。

よって、国におかれては、人種差別撤廃委員会の勧告を誠実に受け、適切な措置を図れるよう、実効性ある対策を早急に講じることを強く求めるものであります。



# 9月19日 憲法違反の集団的自衛権、11本の法律成立 安保関連法の強行採決に抗議する

## ここが問題

### 国会議員は、本当に条文を読んだか？

今回の法律は、自衛隊法改正、重要影響事態安全確保法、集団的自衛権行使ができるようにする武力攻撃事態法改正、PKO協力法改正など10本の法律改正と、新法でいつでも自衛隊を海外に派遣し他国軍の後方支援ができるようにする国際平和支援法の計11本です。

いずれも条文は難解で理解するのに努力が要ります。それをいっぺんに作ろうというのはあまりに乱暴すぎます。今回賛成した国会議員の何人がこれらの法律名を正確に言えて、内容を理解しているのか疑問です。

### 自衛隊員の生命の危険 飛躍的に高まる

イラク特措法は人道復興支援として医療や食料の提供、道路補修や施設の建設などを行うものでした。ところが

### 弾薬の後方支援は武力行使そのものです

今度の法律では、自衛隊

が、今度の改正PKO協力法は、現地で不審者の検問、その国の軍隊の教育、訓練、民間人を守る駆けつけ警護という業務が新たにつけ加えられています。既に南スーダンに派遣されている自衛隊に適用しようという話が出てきています。まさに最前線で敵と向かい合うことになるわけです。

はアメリカ軍などに「兵士」や「弾薬」を運べるようになります。敵から見れば直接攻撃するアメリカ軍だけでなく運ぶ自衛隊も同じ敵とみなされるのは当たり前です。このような後方支援を地球上どこでもできるようにするというのです。

戦後70年、日本は世界の平和のために数多くの人道支援、経済支援を行い世界の人々から信頼と尊敬を集めてきました。そのイメージが一変し、これまでテロ攻撃の対象でなかった日本の鉄道や原発を含むあらゆる場所がテロの目標にされる危険性が高まります。安倍首相はかえってこの法律で国民の安全安心を壊そうとしています。

## この1さつ

### 亡国の集団的自衛権

柳澤 協二(著)



著者、柳澤協二氏は元防衛官僚。小泉、福田、第1次安倍、麻生内閣では安全保障・危機管理担当の官房副長官補として国の安全保障政策に深くかかわってきた人物です。

小泉内閣時のイラク戦争

に際しては自衛隊海外派遣のための法整備と現場指揮を主導しました。その柳澤氏が、今回の集団的自衛権行使容認を含む安保関連法は日本の平和と安全を守ることにならないと徹底的に批判しています。

世界の安全保障環境の現実を最もよく知る人物の発言だけに説得力があります。イラク派遣では一人の犠牲者も出ず「一発の弾も撃たず、一人も殺さない。これこそが戦後70年かけて築いてきた日本ブランドなのだ」と述べています。

### 議会ごほれ話

#### 議員の社会的責任とは？

7月24日、新聞やテレビは「小郡市議会議員、酒気帯び運転で書類送検」と一斉に報じました。寝耳に水のことでした。戸惑いしました。すぐに全議員集まり議長より状況の説明を受けました。当該の議員は既に議員辞職届を提出し議長はこれを受理したとのことでした。

これまで一緒に仕事をしてきたいわば同僚議員ですから許されないことながらなぜこんなことになったのかと残念な思いでした。

後日、辞職した本人が議会に来て全員の前で迷惑かけ申し訳なかったと謝罪しました。そして、自分に投票し期待してくれた市民に申し訳ないとお詫びに回っているのと神妙な面持ちで述べました。

議員は、市民の期待や願いを託された立場です。それに背くことがあれば社会的責任を負わなければならないという肝に銘じたいと思います。(よし)